

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年5月26日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

堀 明 人

- 1 監査の結果を公表した日  
令和5年5月23日（宇治市監査委員公表第13号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 教育委員会 生涯学習課

公益財団法人宇治市野外活動センター

監査期間 令和5年2月1日～令和5年3月22日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	施設の管理状況について  委託業務等の履行確認及び請書の徴取について、会計処理規則等に基づかない処理が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	法人に対し、委託業務の履行確認及び会計処理規則に基づく請書の徴取の徹底を指導いたしました。 所管課として、適正な処理が行われるよう、引き続き指導してまいります。